

平成19年3月8日（木）

**日程第39 議案第48号 橋本市農業委員会  
農地部会条例の制定について から、日程  
第55 選第5号 橋本市固定資産評価審査  
委員会委員の選任について まで**

○議長（上田順康君）日程第39 議案第48号  
橋本市農業委員会農地部会条例の制定につ  
いて から、日程第55 選第5号 橋本市固定  
資産評価審査委員会委員の選任について ま  
での17件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、追加議案に  
つきまして説明をさせていただきます。

追加議案といたしましては、平成18年度の  
橋本市一般会計補正予算第5号をはじめ、各  
特別会計補正予算案件9件、企業会計補正予  
算案件2件、条例関係2件、あわせて14件の  
議案と、教育委員会委員の任命及び固定資産  
評価審査委員会委員の選任案件として3件、  
合計17件を上程させていただきました。

まず、議案第36号は、平成18年度橋本市一  
般会計補正予算（第5号）であります。歳入  
歳出予算の補正につきましては、歳入歳出そ  
れぞれ5億7,292万7,000円を減額し、予算総  
額241億2,044万5,000円とするものでありま  
す。

歳入の主なものを申し上げますと、市税で  
は総額68億2,278万7,000円の決算見込みとな  
ることから、6,075万円を増額補正いたしまし  
た。また、分担金及び負担金や国庫支出金、  
県支出金、市債等は各事業の変更に伴い、そ  
れぞれ増額または減額補正をするものであり  
ます。繰入金では歳出の減額に伴い、財政調  
整基金からの繰入金も6億4,400万円減額い

たしました。

次に歳出でございますが、各事務事業の消  
化に伴い、歳出全般にわたり減額となってい  
る中、3月補正予算に増額補正をいたしまし  
た経費の主なものを申し上げますと、総務費  
では、職員2名の退職金2,660万円を計上す  
るとともに、企業誘致に伴い、土地開発所有地  
の帳簿価格と進出企業への売買価格の差額を  
補填するため、806万9,000円を予算計上いた  
しました。

また、現行の紙ベース主体の滞納整理事務  
のシステム化を図るため、市税滞納管理シス  
テムを購入費として3,000万円を計上してお  
ります。このシステム購入費は国の合併補助  
金が充当され、既に国から内示をいただい  
ているところでございます。

民生費では重度心身障害児（者）医療扶助  
費や生活保護者扶助費など、大幅な増減とな  
ることから、不足見込額を予算化しておりま  
す。

教育費では市内小・中学校の教育用コンピ  
ュータ整備事業として2億3,000万円を計上  
いたしました。教育用コンピュータ購入費も  
市税滞納管理システム購入費と同様、合併補  
助金の対象となり、既に内示をいただいでお  
ります。

また、繰越明許費につきましては、市税滞  
納管理システム購入費ほか9事業を平成19年  
度に繰り越すため、繰越明許費として9億819  
万5,000円を計上するとともに、地方債補正で  
は事業費の変更に伴い、借入限度額を変更す  
るものであります。

次に、議案第37号から議案第45号までは、  
平成18年度各特別会計補正予算であり、各会  
計とも事業費の変更や補助金の確定に伴う歳

入歳出予算決算見込額を計上しております。

主なものを申し上げますと、議案第37号平成18年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、国民健康保険税の決算見込みによる減額や、一般被保険者及び退職被保険者の医療費見込額の増減額を計上いたしました。

議案第40号 平成18年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、工事等の入札差など事業費の減額補正が主なものであります。

議案第43号 平成18年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、事業費の減額とあわせ、公共施設管理者負担金が増収となることから、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

議案第44号 平成18年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、介護給付費等の決算見込みによる増減額及び平成20年度の後期高齢者医療制度創設に伴う介護保険システム改修費を計上いたしております。

続いて、議案第46号から議案第47号までは、企業会計補正予算であります。議案第46号橋本市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、工事費等の入札差及びそれに伴う負担金、補償金、企業債等を減額補正するものであります。

議案第47号 橋本市病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収支で補助金や材料費等を増額補正するとともに、資本的収支で企業債を増額補正いたしました。

議案第48号は、橋本市農業委員会農地部会条例の制定についてであります。これは農業委員会等に関する法律第19条により、農業委員会に農地部会を設置することができる旨の規定がされていることから、橋本市農業委員会の中に農地部会を設置し、農地法に基づく農地の転用、許可申請等の事務を行うため、

本条例を制定するものであります。

議案第49号は、橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは条例中、別表第2項の規定について、合併前の高野口を含む橋本市の全区域に適用するため改正を行うものであります。

選第3号につきましては、橋本市教育委員会委員のうち、丸井佳子委員が平成19年4月21日をもって任期満了になるのに伴い、引き続き同氏を橋本教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

選第4号及び選第5号につきましては、橋本市固定資産評価審査委員会委員のうち上野茂委員及び藤形好章委員がいずれも平成19年4月21日をもって任期満了となるのに伴い、引き続き両氏を橋本市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案14件及び選3件についてご説明申し上げました。議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（上田順康君）市長の説明が終わりました。

これより議案第48号 橋本市農業委員会農地部会条例の制定について 質疑を行います。質疑ありませんか。

29番 中西 健君。

○29番（中西 健君）ちょっと農業委員会にお尋ねいたします。この農地部会が条例制定されとるけども、これは以前、農地部会、農政部会というのがあって、昭和何年か、もう記憶にないんですが、農地部会がなくなりましたね。ほんで、今のこの趣旨を見ても農地転用、バブル以降、農地にしても土地の動きが非常に減少した中で、新たにまた農

地部会ができたこの意図とする目的ですね、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（上田順康君）農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高崎正紀君）お答え申し上げます。ただ今のご質問についてでありますけども、まず現在、去年の8月の改選から農業委員が34名体制となっております。そして、今お話がありましたように、平成8年7月の旧橋本市の農業委員会のときでありますけども、そのときまでは36人体制でありまして、農地部会を。そして農政部会を設置してこの農地転用等につきましては農地部会で審査、審議をし、農業委員会の決定として来ております。

今回、現在の委員の中から、34名委員がいることから、現在は毎月、いわば毎月総会の形で全員で審議をしているわけでありまして、1回半数程度に農地部会を設置して、半数程度の委員としてこの法律に基づく農地の売買あるいは転用等、あるいは農地銀行の審議等、また、いわゆる農地法と法律に基づくもののみこの農業委員会等に関する法律の規定に基づいて審議を行い、そしてこれを農業委員会の決定としていってはどうかという形で委員提案があり、全員で協議した中でこのように提案をして、条例化していき、また規則も定めていってはどうかという経過になりました。

なお、転用の件数についても今ありましたけれども、平成18年度、去年4月からこの1年間を見ますと、来週行う3月の定例会議予定案件を含め、第2条から第5条までのいわゆる転用等が中心の申請数に関しましては146件ございまして、平均、毎月になりますと12件程度となります。もちろん、これ以外にも例の農地銀行の、いわゆる農地の貸し借りの件数が、だいたい年間100件から120件程度という形の数字に今は落ち着いております。

いずれにいたしましても、先ほども申しましたとおりに、委員の中からこういう形で1回農地部会で審査をしていき、こういう形にうちの農業委員会の体制を新たにしていってはどうかという形で今回ご提案を申し上げた、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第48号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第48号 橋本市農業委員会農地部会条例の制定について を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので

で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第49号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第49号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時30分 休憩)

(午後 3 時57分 再開)

○議長(上田順康君)休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

先ほど設置されました平成19年度予算審査特別委員会委員長に上垣内君、副委員長に岡本君がそれぞれ選出されました。

以上で報告を終わります。

日程に従い、議案審議を行います。

議案第36号 平成18年度橋本市一般会計補正予算(第5号)について 質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により歳出から款別

に行います。

補正予算説明書の平成18年度一般会計補正予算(第5号)の22ページをお開きください。

まず、1款、議会費、22ページから23ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ないようですので、次に、2款、総務費、22ページから39ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ないようですので、次に、3款、民生費、4款、衛生費、38ページから57ページまで、質疑ありませんか。

22番 阪本君。

○22番(阪本久代君)41ページの在宅老人福祉に要する経費の中の委託料、外出支援サービス事業委託料なんですけども、当初予算では1,590万円だったのが700万円減額で、だいたい予算の半分ぐらいということになるんですが、なかなか外出しにくい方というのはたくさんおられると思うんですけども、この最初に出ていた予算よりも半分で済むということは、このサービスを受けるのに基準が厳しいのではないかなと予想をしたんですが、この減額の理由をお願いいたします。

○議長(上田順康君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君)外出支援サービスにつきましては、700万円減額になってるんですけども、これにつきましては、タクシー等に乗れない人が主に利用されます。介護保険制度の改正等もあって、介護予防が新たに導入されたんですけども、ここが減ったという、申し上げにくいんですけども、今年度になって基準、言われる部分も一部あるかと思うんですけども、利用者が減っていると。現在、利用層については現在分析しております。答えになってないんですけども、済みません。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、次に、6款、農林水産業費、7款、商工費、56ページから63ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、次に、8款、土木費、9款、消防費、64ページから75ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、次に、10款、教育費、74ページから89ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、次に、11款、災害復旧費、90ページから91ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。4ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）16から17なんですけども、繰入金のところ、財政調整基金、減額補正になってるんですが、橋本市の予算組の仕方といいますか、当初予算のときに歳入を少なく見積もっておいて、それでもなおかつ足りない分ということでこの基金を繰り入れ、最終的にまた基金を戻すという形がずっと、そういう形をとられてきているんですけども、それで余計にこの当初予算、どう見たらいいんかというのがわかりにくいところがあるんですが、今回、6億4,400万円減額で、最終的に財政調整基金が18年度末でいくら残るのかお尋ねします。

○議長（上田順康君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）阪本議員のご質問にお答えいたします。

財政調整基金につきましては、18年度末、現在のところですが、最終的に今6億4,400万円の繰入を減らすことができましたので、残額といたしましては8億8,753万4,000円でございます。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、歳入を終わります。

それでは、歳入、歳出全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第36号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第36号 平成18年度橋本市一般会計補正予算（第5号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第37号 平成18年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）8から9ページにかけて繰入金、同じなんですけど、基金繰入金で、この18年度末で国民健康保険事業基金がいくら残っているのかお尋ねします。

○議長（上田順康君）答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）大変失礼しました。基金の現在高ですけれども、5億3,745万円でございます。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第37号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第37号 平成18年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第38号 平成18年度橋本市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第38号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第38号 平成18年度橋本市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第39号 平成18年度橋本市住宅新築資金等貸付事業等特別会計補正予算（第2号）について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第39号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第39号 平成18年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成18年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第40号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決

しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第40号 平成18年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成18年度橋本市墓園事業特別会計補正予算（第1号）について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第41号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第41号 平成18年度橋本市墓園事業特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成18年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) 質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第42号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) 討論がないようので、討論を終結いたします。

これより議案第42号 平成18年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成18年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) 質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第43号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) 討論がないようので、討論を終結いたします。

これより議案第43号 平成18年度橋本市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成18年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第3号)について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君) 質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第44号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。  
よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第44号 平成18年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成18年度橋本市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第45号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第45号 平成18年度橋本市介

護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成18年度橋本市水道事業会計補正予算(第2号)について 質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第46号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第46号 平成18年度橋本市水道事業会計補正予算(第2号)について 採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 平成18年度橋本市病院事業会計補正予算(第2号)について 質疑

を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

22番 阪本君。

○22番（阪本久代君）6ページです。特別損失で、この裁判所供託金というのが補正額に上がってるんですけども、これの詳しい説明をお願いいたします。

○議長（上田順康君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）ただ今、控訴審中ですので、書面でご説明を申し上げたいと思います。

A氏が、当時35歳の方でございまして、平成11年11月5日に当時の市民病院で死亡されております。病名は髄膜炎でございました。相手側からは、ご両親から訴えがございまして、8,600万円あまりの訴訟となっております。

それで、第1回公判が平成15年2月12日にございまして、判決が平成19年1月31日に出しております。それで、判決の内容でございまして、慰謝料及び弁護士費用のみの認定となっております。それで、被告橋本市及び本院にその当時勤めておりました医師に対しまして、連帯して165万円ずつ、合計330万円を支払えという判決でございました。

本院といたしましては、控訴したいということで、月山法律事務所とも相談の上、控訴を予定しておりましたところ、相手側から、相手側も上訴を予定していると。判決の賠償金を強制執行したいということで、なぜ強制執行かといいますと、このご両親が破産をしておりまして、弁護士が破産管財人でございまして、その関係もありまして強制執行したいと。強制執行を解除するために、本院といたしましては月山法律事務所とも相談の上、供託金を裁判所のほうに240万円供託しております。

大阪高裁のほうに控訴審、本院も相手側も

控訴するというような形になっておりますので、まだ第1回目の控訴審の裁判は行われておりません。そういう状況でございます。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第47号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第47号 平成18年度橋本市民病院事業会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、選第3号 橋本市教育委員会委員の任命について 質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。  
よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより選第3号 橋本市教育委員会委員の任命について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。  
よって本件はこれに同意することに決しました。

次に、選第4号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について 質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。  
よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより選第4号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を採決いたし

ます。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。  
よって本件はこれに同意することに決しました。

次に、選第5号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について 質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)質疑がないようので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。  
よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようので、討論を終結いたします。

これより選第5号 橋本市固定資産評価審査委員会委員の選任について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。  
よって本件はこれに同意することに決しました。

---

○議長(上田順康君)以上で、本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。明3月9日から3月21日までの13日間は委員会審査等のため休会とし、3月22日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

---

○議長(上田順康君)この際、各委員会の開催日程等について日程表を配付いたさせます。

(職員・日程表配付)

○議長(上田順康君)配付もれありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)配付もれなしと認めます。

各委員会の開催日程等については、ただ今配付いたしました一覧表のとおりでありますので、ご出席願います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さんでした。

(午後4時25分 散会)